

訴えの提起について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 6 日

安芸高田市長 藤本 悦志

訴えの提起について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、次のとおり訴えを提起することについて、議会の議決を求める。

- 1 訴えの相手方 神奈川県川崎市高津区末長三丁目 3 番 17 号
株式会社富士通ゼネラル
代表取締役社長 増田 幸司

2 訴えの提起の理由

平成 25 年 9 月 10 日に締結した安芸高田市消防救急無線デジタル化整備工事請負契約（以下「本件契約」という。）に関し、本件契約の下請け業者である株式会社富士通ゼネラルは、平成 29 年 2 月 2 日に公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。株式会社富士通ゼネラルは、この命令を不服とし取消訴訟を提起していたが、令和 6 年 3 月 21 日付で最高裁判所が上告を棄却し上告審として受理しない旨の決定をしたため、株式会社富士通ゼネラルの敗訴が確定した。

本件契約が課徴金の算定対象に含まれていることから、本市が被った損害の賠償を株式会社富士通ゼネラルに対し請求したところ、賠償を拒否されたため、訴えを提起する。

3 請求の趣旨

- (1) 相手方に対し、金 107,189,280 円及びこれに対する請負代金の支払日からの遅延損害金を支払うよう求める。
- (2) 訴訟費用は相手方の負担とする。
との判決並びに仮執行宣言を求める。

4 訴訟遂行の方針

- (1) 訴訟の途中で和解することがある。
- (2) 1 審判決の結果、必要がある場合は上訴する。